指令記号及び番号

　　年　　月　　日

　様

　　能代市長　　　　　　　　　　　印

補助金等変更交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金等の変更については、下記のとおり承認し、決定したので通知します。

記

１　補助金等の額　　　　変更前　一金　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　変更額　　　　　　　　　　　円

変更後　一金　　　　　　　　円

２　補助事業等の内容

３　補　助　条　件

　（１）　この補助金は、申請のあった目的以外に使用しないこと。

　（２）　補助対象事業に変更があるときは、事前にその旨を市長に届け出て承認を得ること。

　（３）　この補助金に係る事業実績報告書を、　　年　　月　　日までに提出す　　　　ること。

　（４）　この補助金について、監査の必要がある場合は、関係書類の提出を求める　　　　ことがある。

　（５）　前記の諸事項を守らない場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めるこ　　　　とがある。この場合において、能代市補助金等の交付に関する規則第１６条の２第１項の規定により、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年１０．９５％の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

　（６）　繰越金や他の歳入等の状況により、この補助金が減額になることがある。

（７）　その他能代市補助金等の交付に関する規則及び能代市園芸産地維持対策事業費補助金交付要綱に従うこと。